

酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

II 本校の方針

本校では、建学の精神である三愛主義『神を愛し、人を愛し、土を愛す』に基づいた教育活動を実践し、生徒一人ひとりの存在を大切にし、いじめを生まない学校づくりを推進する。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」との意識を持ち、組織的にいじめの防止、早期発見、早期対処に取り組むこととする。

III いじめの防止等のための組織

- 1 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策プロジェクト」を置く。
- 2 「いじめ対策プロジェクト」の構成員は次のとおりとする。
副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、宗教部長、関係コース長、担任、養護教諭
- 3 「いじめ対策プロジェクト」の役割
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) いじめへの対処

IV いじめの防止等の取り組み

- 1 いじめの防止
 - ・学校礼拝、いじめに関する講演会やホームルームでの指導等を通して、いじめに向かわせることなく、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- 2 早期発見
 - ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整える。
- 3 いじめへの対処
 - ・いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめを認知した場合、生徒指導部長が担当管理職に報告し、「いじめ対策プロジェクト」を招集する。
 - ・いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、迅速な共有、及び関係生徒に対する聴き取り調査等より徹底した事実確認を行う。
 - ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導体制等の対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。
 - ・いじめを受けた生徒が、安心して登校できる環境を確保し、継続的な心のケアを行う。

- ・いじめが起きた集団へは集会やホームルームをとおして、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめを根絶する態度や互いを尊重する人間関係を醸成する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、学校法人及び警察署と連携して対処する。

4 ネットいじめへの対応

- ・SNS等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策プロジェクト」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携し、情報の削除等を求める。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な対応を求める。
- ・インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする
※生徒・保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事件が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校法人酪農学園及び北海道総務部法人局学事課を通じて北海道知事へ事態発生について報告する。

3 重大事態の調査について

- (1) 調査主体は、原則として本校に置く。
- (2) 調査組織として「いじめ対策プロジェクト特別委員会」を設置し、法律関係者、教育関係者、カウンセラー等の立場で客観性をもって適切に判断いただける第三者委員を加える。
また第三者委員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。
- (4) ①調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者等に
対して説明する。
②情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい。
③情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (5) 調査結果は、学校法人酪農学園及び北海道総務部法人局学事課を通じて北海道知事へ報告する。

以 上